

文化資産保存法施行細則

= 目次 =

[第一章 総則](#)

[第二章 古物](#)

[第三章 古跡](#)

[第四章 民俗芸術](#)

[第五章 風俗及び関連文化財](#)

[第六章 自然文化景観](#)

[第七章 付則](#)

中華民國 73 年 (1984 年) 2 月 2 日行政院文化建設委員會 (73) 文建一字第 452 号、内政部 (73) 一内民字第 203321 号、教育部一 (73) 社じだい 5105 号、經濟部經 (73) 農字第 06467 号、交通部交路 (73) 字第 04051 号令により全文 77 条を制定する。

第一章 総則

第 1 条

本細則は文化資産保存法 (以下「本法」という) 第 60 条の規定に従って定める。

第 2 条

本法第 3 条 1 号にいう器物とは、年代が古い典礼用器物、楽器、兵器、農具、舟又は車、貨幣、絵画、法書、彫塑、織物、服飾、皿、図書、文献、印璽、骨董品、家具、雑器及びその他の文化的遺物を指す。

第 3 条

本法第 3 条 2 号にいう古い建築物とは、年代が古い建築物で、そのすべて又は重要な部分が未だに整っているものを指す。これには城郭、関所、市街、宮殿、役所、学校、邸宅、寺、廟、碑、陵墓、堤防や水門、橋梁及びその他の建築物が含まれる。

第 4 条

本法第 3 条 2 号にいう遺跡とは、年代が古い人類の活動の旧跡で、既に埋没、消失したもの、地下に埋まったもの或いは一部残っているものを指す。これには居住、信仰、教化、生産、交易、交通、戦争、墓葬等の活動の旧跡が含まれる。

第5条

本法第3条3号にいう民族及び地方特有の芸術とは、民族及び地方の特色を表現した伝統技術及び芸能を指す。これには織物、刺繍、陶芸、玉細工、木工、漆塗り、竹や木、牙の彫刻、表装、木刻、製紙、拓本、筆や墨、戯曲、古楽、歌謡、舞踏、口承文学、雑伎等が含まれる。

第6条

本法第7条にいう共同事項とは、本法により二つ以上の主管機関及び関係機関が協議する必要があるもの及び共同で行わなければならないもの、若しくは本法第4条から第6条では主管機関を確定できない事項を指す。

第二章 古物

第7条

本法第9条にいう古物保管機構には、既存の博物館、美術館及びその他の文化学術機構が含まれる。

第8条

本法第10条一号に定める帳簿には下記の事項を明記する。

- 一、保管機構の名称と所在地
- 二、古物の名称、種別、数量及び所蔵番号
- 三、古物の作者、材料、生地、形状、大きさ、重量、出所等の総合的情報
- 四、古物保管上必要な制限や関連する注意事項
- 五、その他の事項

第9条

古物の評価、審議に関わる事項については教育部が文化学術機構や専門学者に依頼することができる。

第10条

1. 私人所有の古物について鑑定と登録を申請する場合、申請表に記入して写真、図又はスライドをつけ、直轄市又は県(市)政府に報告し、教育部が審査する。

2. 前項の申請表には下記の事項を明記する。

- 一、古物の所有者又は管理者の氏名、住所
- 二、古物の名称、種別、数量、所在地又は保管場所
- 三、古物の作者、材料、生地、形状、大きさ、受領、出所等の総合的情報
- 四、その他の事項

3.教育部が、その古物を鑑定する価値があると認めた場合、申請者に古物を鑑定の為送るよう通知する。関連品の数量が過剰か又は体積が大き過ぎて輸送しにくい場合、専門家を古物の所在地又は保管場所に派遣して鑑定する。

第11条

教育部は国宝又は重要古物を指定する為、又は指定を解除する為に、その所有者、占有者又は保管機構、税関に公告、通知する。

第12条

国宝又は重要古物の証明書は、その指定を解除する公告が出された後教育部に返還する。

第13条

私人所有の古物が国宝又は重要古物に指定された場合、これを紛失、滅失、毀損し、又は盗難にあったときは教育部に報告し、控えてもらう。紛失又は盗難にあった場合、教育部が警察機関に連絡し、調査を強化させる。毀損したが修復可能な場合は教育部が代わって修復機構を指定し、修復に協力する。

第14条

1.教育部が国外に流出した貴重な古物の実情を把握した場合、下記の機構又は人物に調査を依頼することができる。

- 一、外国駐在の大使館、領事館又は公的、私的な代表機構
- 二、国内外の学術機構又は団体
- 三、中国の古物を研究している外国人

2.教育部は事情に応じて前項で依頼したものに関連する参考資料を提供し、必要に応じて協力する。

第15条

教育部が前項で依頼した機構又は人物が、国外に流出した貴重な古物を調査する場合、下記の規定に従う。

- 一、教育部が作成した調査表を受託機構又は人物に送付する
- 二、受託機構は、これが指定した担当者に関する資料を教育部に送付し、控えてもらう
- 三、受託機構、人物は依頼主旨に従って古物調査資料を書面にして教育部に報告する
- 四、教育部は調査資料について検討した後、各機関を通じて私人又は団体に購入、輸入を奨励することができる。

第16条

1.私有の国宝及び重要古物は教育部の指定に従って登録し、証明書が発行された後、その所有者又は占有者は公立古物保管機構と相談の上、代理保管してもらうことができる。

2.公立古物保管機構は保管依頼を受けたら、適切に保管する責任を負う。古物を保管機構と異なる場所で展示する場合、保管機構が代わって保険をかける。

第17条

1.公有古物の複製品又は再複製品は、その複製時期及び保管機構が作成した字句を付ける。

2.古物の複製品の管理方法は教育部が定める。

第18条

持ち主のいない古物を発見した場合、教育部が地方政府に報告した後専門学者を現場に招いて学術的研究を行い、採掘する為の技術的指導を行うか、或いは直ちに必要な保全措置を講じることができる。

第19条

発見された無主の古物、法に基づいて没収された古物、又は外国政府から引き渡された古物は教育部が鑑定した後、その種別等級に従って公立古物保管機構に保管させる。

第20条

学術的研究機構が古物の採掘を申請する場合、古物採掘申請書に記入し、下記の事項を明記する。

- 一、採掘機構の責任者、採掘担当者の氏名、住所
- 二、採掘地域と範囲
- 三、土地の所有者及び土地の使用権所有者が同意したことを示す証明
- 四、採掘の予定期間
- 五、採掘理由
- 六、採掘方法
- 七、その他必要事項

第21条

教育部は採掘許可書を審査の上発行した後で、書面にて現地の地方政府に通知するとともに土地所有者及び土地の使用権所有者にも転送する。

第22条

古物を採掘するにあたり、古い建築物やその他文化的遺跡を毀損してはならない。古い建築物やその他文化的遺跡を損なうおそれがある場合、予め古跡主管機構の許可を得る。

第23条

下記の状況の一つに当て嵌まる場合、教育部が採掘機構に採掘の停止を通知するか又は採掘許可証を取り消す。

- 一、審査の上許可された採掘日から六ヶ月を過ぎても採掘を開始しない場合
- 二、外国の学術団体や個人を招待して採掘に参加させたが、その許可を得ていない場合
- 三、教育部から派遣された監督者を受け入れない場合

第24条

本法第21条に従って外国の専門家を招聘して古物の採掘に参加させる場合、その申請書には下記の項目を明記する。

- 一、外国の学術団体又は個人を招待して参加、協力させる理由
- 二、外国の学術団体の名称、住所、組織の性質、採掘に使う設備及び担当者又は専門家の氏名、国籍、学歴、職業及び住所
- 三、外国の学術団体又は個人の参加人数

第25条

採掘機構が外国の学術団体又は個人と古物採掘参加契約を結ぶ必要がある場合、予めその契約内容を教育部に報告し、その許可を受けてから行う。

第26条

外国の学術団体又は個人が古物の採掘に参加する場合、採掘機構の指揮に従う。

第27条

古物の採掘に参加する外国の学術団体又は個人が、下記の状況の一つに当て嵌まる場合、教育部が採掘機構にその採掘作業への参加をやめさせるよう通知することができる。

- 一、古物採掘範囲を超え、任意で測定して地図を作製した場合
- 二、他の目的の為に古物採掘範囲を超え、不適當な行為があった場合
- 三、採掘機構の指揮に従わなかった場合

第28条

採掘機構が発見した古物や採掘の一次記録を国外に持ち出して研究する必要がある場合、教育部に報告し、更に行政院の承認を受けてから古物出国規定に従って手続きを行う。又定められた期限までに返送させる。

第29条

古物採掘報告書は、採掘機構の同意がなければ発表することはできない。

第30条

採掘機構が古物を採掘してから六ヶ月以内に、その採掘記録及び取得した古物を報告書とともに教育部に送付し、控えてもらう。

第31条

1.本法第23条1項但書きに従って国宝又は重要古物を国外に運び出す申請を行う場合、下記の書類を添付して教育部に申請する。

- 一、古物出国申請書
- 二、研究又は展示計画書
- 三、外国政府機関又は学術機構の招待状、契約書又は保証書
- 四、古物のリストとは、品名、年代、形状、大きさ、数量等
- 五、古物のアルバムとは、申請順序通り並べ、割り印を押すこと
- 六、派遣する護衛の名簿。

2.教育部が前項の申請を受理してから、古物に出国の必要があるかどうか、及びその安全、輸送、コンテナの点検、帰国と開梱等の審議を行う。

第32条

出国を許可された国宝又は重要古物は、保険手続きを行うとともに教育部に保険証券を検査してもらい、その後初めて輸送することができる。

第33条

出国を許可された国宝又は重要古物が国外の目的地に到着した際は、護衛者は直ちに現地の台湾駐在機構に關係書類を提出し、その指導を受ける。又これと同時に輸送の経過、到着日時、保管場所を教育部に報告する。

第34条

出国を許可された国宝又は重要古物を帰国させる場合、教育部が専門家の立ち会いのもと検査し、行政院に報告して控えてもらう。

第35条

公立古物保管機構又は公立学術研究機構が保管する一般的古物を国外に輸送して研究又は展示する場合、第31条乃至第34条の規定を準用する。

第36条

本法第24条2項の規定に従って輸入した古物を、再度国外に持ち出す必要がある場合、輸入する前に申請書に記入し、教育部の同意を得てから処理する。輸入の税関検査と搬出時には、必ず教育部が専門家の立ち会いのもと鑑定し、写真を撮って誤りのないことを確認してから行う。

第三章 古跡

第37条

古跡の鑑定、審議については内政部が文化学術機構又は専門学者に依頼して処理することができる。

第38条

古跡の等級は下記の各項に基づいて評定する。

- 一、歴史的、文化的、芸術的、科学的、記念的又はその他の学術的価値
- 二、時代の遠近
- 三、重要な歴史的イベント又は人物との関係
- 四、各時代の特色、技術、流派又は地方の特色
- 五、数量の多寡
- 六、保存状態
- 七、規模
- 八、周辺環境

第39条

1.各郷(鎮、市、区)の事務所は管轄区域内の古跡を調査するとともに古跡調査表を作成し、詳しい図と関係する写真を貼付して県(市)政府の第一次審査を受ける。その後省政府が再審査を行い、更に内政部が審査、決定する。直轄市は市政府が審査した後内政部に送付し、審査、決定する。

2.古跡の調査表には下記の事項を明記する。

- 一、古跡の名称、位置、種別、所在地番号、面積、所有権
- 二、古跡の所有者、占有者又は管理者の氏名、性別、年齢、住所
- 三、古跡が作られた年代、歴史的沿革
- 四、古跡の現状、構造、材料、建設体積、特徴
- 五、現行の土地使用区分や編成、付近の景観及び使用状況
- 六、建議及びその他

第40条

古跡の指定、等級の変更、指定の解除は内政部が公告し、地方政府及びその所有者、占有者又は管理者に通知する。

第41条

古跡は一般に開放して見学できるようにし、また事情を見て費用を徴収することができる。その金額は、予め古跡の主管機関に報告し、控えてもらう。

第42条

古跡を管理、維持する機関、団体又は個人は、古跡指定通知書が到着してから二ヶ月以内に古跡の概況表を作成し、第39条2項の各事項及び管理、維持上必要な制限又は禁止事項を明記する。

第43条

古跡の主管機関は必要に応じて私有古跡を管理、維持する機関、団体、個人にその古跡の現状、管理、維持及びその環境保存状況について報告を提出するよう通知することができる。

第44条

1.古跡を管理、維持する機関、団体、個人は古跡に付属する古物について教育部に鑑定、登録を申請し、その後10×15cmの写真一葉を添付して内政部に報告し、控えてもらう。

2.前項の古物の所有権を移転する場合、予め内政部に申請し、内政部は教育部と共同でこれを審査し、控える。

第45条

1.古跡の修復については、その管理機関、団体、個人が修復計画を設計図及び予定日とともに古跡の主管機関に報告し、その許可を得てから始めることができる。

2.古跡の主管機関は古跡修復計画を受け取り後、関係機関、学者及び専門家を招集の上検討し、原則として三十日以内に決定する。

第46条

古跡の修復は、下記の原則に従う。

- 一、元来の色彩、形状の保存
- 二、元来使用されていた材料又は準ずるものの採用
- 三、伝統的技術及び方法の採用
- 四、必要がなければ解体、再建しないこと

第47条

古跡の修復工事は、伝統的技術又は専門的技術を備えた者を招聘して行う。

第48条

重大な古跡の修復工事は、古跡の主管機関が専門学者に依頼して工事報告書を作成させ、後の文献に用いることができるようにする。

第49条

公有古跡及び政府が維持管理している私有古跡の修復工事は特別工事と看做すことができる。

第50条

政府の補助を受けて全体修復する私有古跡の全体修復工事は、政府の指導と監督を受ける。

第51条

古跡の主管機関は、これまでに政府の補助を受けて全体修復したことがある古跡に対し、その管理維持機関、団体、個人に全体修復完成後三ヶ月以内に一般に開放して見学させるよう通知することができる。

第52条

私有古跡の所有権を譲渡する場合、予め書面に受取人、譲渡金額、条件を記載し、古跡の概況表とともに古跡の主管機関に通知し、三ヶ月以内に優先的に購入するかどうかの回答をもらう。

第53条

私有古跡を寄贈する場合及び無主の古跡を発見した場合の奨励方法については内政部が定める。

第54条

私有古跡又は無主の古跡のある土地を徴収する場合、その補償は古跡主管機関、学者、及び専門以下の意見を聴取する。

第55条

警察機関及び古跡の主管機関が本法第32条2項及び第33条に従って古跡発見の報告を受け取った場合、直ちに保全措置を講じる。

第56条

1.古跡の所在地の近隣地区又は古跡保存区の近隣地域に公的又は私的建設工事を行う場合、主管建築機関は建築許可を得る前に古跡の主管機関と相談する。

2.古跡所在地の近隣地区又は古跡保存区の近隣地域の範囲は、古跡の主管機関が関係機関と相談の上確定する。

第57条

本法第37条二号にいう宅地の形成とは、土地の現況を変更し、建築用地にすることを指す。

第四章 民俗芸術

第58条

教育部又は地方政府は民俗芸術の性質に基づいて芸術団体や社会機構と連携し、季節、縁日、観光に合わせて地区独特の民俗芸術活動を開催することができる。

第59条

民俗芸術の評価、審議事項については、教育部が文化学術機構や専門学者に依頼することができる。

第60条

民俗芸術と現代的生活を両立させる為、教育部は伝統芸術を伝える各種工芸、創作を奨励することができる。

第61条

民俗芸術の普及の為、各レベルの政府は民俗芸術の訓練、発表、鑑賞、コンクール、展示、出版等の活動を奨励、支援する。

第62条

民俗芸術の伝授、研究、発展の為、教育部及び省(市)教育庁(局)は各レベルの学校が美術、音楽、劇等のカリキュラムや学生の課外活動を指導する。

第63条

民俗芸術の調査や採集は、文字、図、記録フィルム等の他、撮影、録音、録画、技術調査等の方法で行うことができる。

第五章 風俗及び関連文化財

第64条

風俗及び関連文化財の評価、審議事項は、内政部が文化学術機構又は専門学者に依頼することができる。

第65条

1. 地方政府は現地の特色を持った伝統風俗及び関連文化財を保存、維持する為、伝統風俗及び関連文化財調査表に記入し、図説や写真を貼付して内政部に報告し、控えてもらった後公告する。

2. 伝統風俗及び関連文化財の調査表には下記の事項を明記する。

一、風俗の名称、規模及び保存区域の範囲

- 二、風俗の由来、沿革
- 三、風俗の内容と儀式
- 四、風俗関連文化財の名称、形状、大きさ、生地及びその特色
- 五、その他の事項

第66条

地方政府は各地の特色を見て民俗資料館を設立したり、博物館、文化センター、社会教育館内に民俗資料室を設けて伝統風俗関連文化財を保管、展示することができる。

第67条

本法第46条にいう記録の作成とは、文字で記載する他、必要に応じて図を制作し、又はビデオやスライド撮影を行うことができる。

第68条

省(市)、県(市)政府はその地区の優れた伝統風俗に対し、時期や季節に合わせて計画を立て、民間団体の各種民俗活動の開催や指導を支援する。

第六章 自然文化景観

第69条

本法第49条1項にいう生態保全区、自然保護区及び貴重な動植物の定義は以下の通りである。

- 一、生態保全区とは本法で保護することと定められた特殊な動植物の生育、棲息地を指す。
- 二、自然保護区とは、本法で指定された代表的な生態系や独特の地形、地質を持つ、或いは遺伝子の保存上永久に観察する価値がある、或いは教育、研究上の価値がある区域を指す。
- 三、貴重な動植物とは、本法で指定された我が国独特の動植物、或いはグループの数量が極めて少ないか又は絶滅の危機にある動植物を指す。

第70条

経済部は自然文化景観の指定又はその解除を行う為、文化学術機構や専門学者に調査、研究を依頼することができる。

第71条

各レベルの政府が管轄区域内にまだ指定を受けていない自然保護区や貴重な動植物を発見した場合、経済部に報告し、法に基づいてこれを指定するよう求める。

第72条

指定を受けたか又は指定を解除された生態保全区、自然保護区及び貴重な動植物は、経済部が公告する。

第73条

生態保全区及び自然保護区は、土地の所有者を管理機構に指定して管理させることができる。

第74条

生態保全区、自然保護区の管理機関及び機構は、その区域の詳しい調書を作成するとともに年度管理計画を作成して経済部に報告し、審査を受ける。

第75条

生態保全区及び自然保護区の現在の自然状態を保持する為、必要に応じて経済部が関係機関と協力して保全措置を講じる。

第76条

1. 貴重な動植物については、本法第53条但書きに基づいて、研究や国際的な交換を行うことが許可された場合を除き、すべて輸出を禁じる。

2. 前項の輸出禁止事項には貴重な動植物の標本やその他貴重な動植物から取った加工品を含む。

第七章 付則

第77条

本細則は公布日から施行される。